

# 監 査 結 果 報 告 書

〔定期監査・財政援助団体等監査〕

令 和 6 年 度 前 期

(令和6年4月～令和6年9月実施分)

佐 賀 市 監 査 委 員



佐賀市議会議長 山口弘展様  
佐賀市長 坂井英隆様  
佐賀市教育委員会教育長 丹宗成一様  
佐賀市選挙管理委員会委員長 井上和弘様

佐賀市監査委員 力久 剛

佐賀市監査委員 中野 茂康

定期監査及び財政援助団体等監査の監査結果に関する報告書について

地方自治法第199条第1項、第4項及び第7項の規定により、令和6年4月から令和6年9月までに実施した定期監査及び財政援助団体等監査について、同条第9項の規定により監査結果に関する報告を決定し、提出する。

## 1 監査の概要

### (1) 監査の方法

財務事務及び行政事務が法令に適合し正確に行われているか、また、行政運営が合理的かつ能率的に行われているかという観点から、提出された資料及び帳簿の全部又は一部を抽出し確認を行うとともに、関係職員に説明を求めた。また、必要に応じ現地に赴き、資産等の確認を行い、前回監査での指摘事項等の改善状況についても調査した。

なお、監査対象部署ごとに、前回監査結果及び業務上のリスクを基にして設定した監査重点項目及び監査委員の指示事項を中心に監査を実施した（支所、小中学校及び財政援助団体等に対する監査を除く。）。

### (2) 監査の対象等（監査実施対象：17部署1団体（5小中学校を含む。））

#### <定期監査>（財務及び経営管理監査）

監 査 対 象		監査対象期間	監査実施期間	ページ
政策推進部	DX推進課	令和 5年 4月 1日 令和 6年 3月 31日	令和 6年 4月 4日 令和 6年 9月 10日	4
	バイオマス産業推進課		4	
経済部	観光振興課		令和 6年 4月 4日 令和 6年 9月 11日	4

監 査 対 象		監査対象期間	監査実施期間	ページ	
市民生活部	資産税課	令和 5年 4月 1日 ~ 令和 6年 3月 31日	令和 6年 4月 4日 ~ 令和 6年 9月 10日	5	
	納税課			4	
保健福祉部	障がい福祉課		令和 6年 4月 4日 ~ 令和 6年 9月 11日	5	
	高齢福祉課			4	
地域振興部	公民館支援課		令和 6年 4月 4日 ~ 令和 6年 9月 10日	6	
	文化財課			4	
諸富支所			令和 5年 4月 1日 ~ 令和 6年 3月 31日		4
川副支所					6
教育委員会	日新小学校		令和 6年 4月 4日 ~ 令和 6年 9月 11日		4
	神野小学校				4
	北山東部小学校				4
	金泉中学校				4
	川副中学校				4
選挙管理委員会事務局				令和 6年 4月 4日 ~ 令和 6年 9月 10日	4

<財政援助団体等監査>

監 査 対 象	監査対象期間	監査実施期間	ページ
佐賀市南部特産物直売所運営協議会 《所管：経済部 観光振興課》	令和 5年 4月 1日 ~ 令和 6年 3月 31日	令和 6年 4月 4日 ~ 令和 6年 9月 11日	7

(3) 定期監査（前期）における監査重点項目設定数

区分	R6 10部署	R5 8部署
1 服務関係	6	3
2 文書	1	0
3 収入	5	2
4 支出	0	1
5 契約	10	5
6 工事等の執行	0	2
7 補助金等	3	2
8 財産管理	2	6
9 現金の取扱い	2	2
10 内部統制	0	0
11 その他	0	0
計	29	23

※ 区分ごとに、監査重点項目として設定した部署の数

※ 支所、小中学校及び財政援助団体等に対する監査は、監査重点項目を設定していない。

(4) 定期監査（前期）における指摘事項等の件数

区 分	指摘事項		検討をを求める事項		注意をを求める事項		R6 17部署	R5 14部署
	R6	R5	R6	R5	R6	R5		
1 服務関係	0	0	0	0	2	1	2	1
2 文書	0	0	0	0	0	2	0	2
3 収入	0	0	0	0	1	0	1	0
4 支出	0	0	0	0	1	0	1	0
5 契約	0	0	0	0	0	1	0	1
6 工事等の執行	0	0	0	0	0	0	0	0
7 補助金等	0	0	0	0	0	0	0	0
8 財産管理	0	0	0	0	0	2	0	2
9 現金の取扱い	0	0	0	0	2	1	2	1
10 内部統制	0	0	0	0	0	0	0	0
11 その他	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	6	7	6	7

(指 摘 事 項) 違法又は不当な事項で、誤りの程度が重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの

(検討をを求める事項) 違法又は不当な事項で、改善について検討を求めることが適当なもの

(注意をを求める事項) 違法又は不当な事項で、注意をを求めることが適当なもの

※ 指摘事項等の区分は、監査重点項目の設定区分と一致しない場合がある。

※ 財政援助団体等を除く。

(5) 監査結果の講評

監査の終了に際しては、監査対象となった部署を所管する部長等に対して、監査委員が指摘事項等についての説明を行い、是正、改善を要請した。

## 2 監査の結果

### (1) 定期監査

#### <財務及び経営管理監査>

監査の対象	<p style="text-align: right;">※ ( ) 内は監査重点項目</p> <p>政策推進部 DX推進課 (文書、契約、財産管理)</p> <p>政策推進部 バイオマス産業推進課 (収入、契約、補助金等)</p> <p>市民生活部 納税課 (サービス関係、収入、契約)</p> <p>保健福祉部 高齢福祉課 (収入、契約、補助金等)</p> <p>地域振興部 文化財課 (サービス関係、収入、契約)</p> <p>諸富支所 (設定なし)</p> <p>教育委員会 日新小学校 (設定なし)</p> <p>教育委員会 神野小学校 (設定なし)</p> <p>教育委員会 北山東部小学校 (設定なし)</p> <p>教育委員会 金泉中学校 (設定なし)</p> <p>教育委員会 川副中学校 (設定なし)</p> <p>選挙管理委員会事務局 (サービス関係、契約、財産管理)</p>
監査の結果	財務等に関する事務の執行については、おおむね良好に処理されていた。

監査の対象	経済部 観光振興課
監査重点項目	契約、補助金等
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p><b>支出事務について</b></p> <p>支出事務について、請求書の提出遅延等により、業務の完了確認後、3か月以上経過して支払をしているものが散見された。</p> <p>新・出納事務の手引きに基づき、履行確認後は速やかに支払手続を行うよう事務処理を徹底されたい。</p>

監査の対象	市民生活部 資産税課
監査重点項目	サービス関係、契約、現金の取扱い
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p><b>週休日の振替について</b></p> <p>週休日に4時間勤務を2回行った合計8時間を、勤務を要する日の1日(7時間45分)として振替をしているものがあつた。</p> <p>週休日に4時間勤務した場合の振替は、4時間の勤務と振り替えるべきである。</p> <p>佐賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第5条に基づき、適正に処理されたい。</p>

監査の対象	保健福祉部 障がい福祉課
監査重点項目	サービス関係、収入、契約
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p><b>返還金の債権管理について</b></p> <p>障害者自立支援給付費返還金について、債務者が債務承認兼分割納付誓約書を提出し、分割で複数年かけて市に返還しているが、本来令和5年度の調定額を4事業者合計18,914,776円とすべきところ、当該年度に返還する予定額3,728,500円としていた。また、そのうち3事業者に対し、市から納入通知書を送付していなかつた。</p> <p>さらに、履行期限や債権の徴収履歴等必要な項目を記載した台帳が作成されていなかつた。</p> <p>債権が発生したときは、地方自治法第231条及び同法施行令第154条に基づき、返還金の全額を調定するとともに、納入通知書により納期限までに支払うよう債務者に請求を行うべきである。</p> <p>また、佐賀市債権管理条例第5条及び同条例施行規則第2条に基づき、適正に債権を管理するために、必要項目を記載した台帳を整備されたい。</p>

監査の対象	地域振興部 公民館支援課
監査重点項目	サービス関係、契約、現金の取扱い
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p><b>時間外勤務の取扱いについて</b></p> <p>公民館勤務の会計年度任用職員の出勤簿等において、時間外勤務手当ではなく勤務を要する日の休暇に替えているものがあつた。</p> <p>1日の勤務時間を超過して勤務した場合は、時間外勤務手当を支給すべきである。</p> <p>佐賀市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき、適正に処理されたい。</p>

監査の対象	川副支所
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p><b>原符の保管について</b></p> <p>公金の収納において、納付の処理は行われていたが、市税が納付された際の支所控えとなる原符（令和5年7月28日窓口収納分のうち4件、107,200円）が保管されていなかった。</p> <p>外部への流出は確認されていないが、納付書の原符は、氏名や税目、納税額等が記載されている個人情報であるため適切な管理が必要である。</p> <p>今後このようなことが発生しないよう、事務の見直しを図り再発防止策を講じられたい。</p> <p><b>現金の管理について</b></p> <p>佐賀市消防団川副支団の経理事務において、半透明のビニールケースに入れた現金を金庫等に入れず、庁舎内倉庫の書架に置いて保管していた。倉庫出入口の扉は、業務時間内でも施錠をしているものの、鍵は職員誰もがいつでも使用できるようになっていた。また、令和6年4月以降の現金出納簿が作成されていなかった。</p> <p>このような状態では、現金の紛失や盗難等のリスクが高いため、現金は施錠ができる金庫等に保管されたい。</p> <p>また、現金出納簿を作成して、現金在高を都度把握し、現金の適正な管理を徹底されたい。</p>



(2) 財政援助団体等監査

監査対象団体	一般社団法人佐賀市南部特産物直売所運営協議会
所在地	佐賀市諸富町大字為重214番地5
所管課	経済部 観光振興課
財政援助等の内容	公の施設の管理（指定管理者）
管理する施設名	佐賀市観光情報発信会館（橋の駅ドロンパ）
指定管理料	3,000,000円（令和5年度）
協定期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで 令和6年4月1日から令和10年3月31日まで* ※法人化（R6.3）による再指定後の期間
監査の結果	財務等に関する事務の執行については、おおむね良好に処理されていた。